

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか？

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一つとして、一定の所得以下の子育て世帯へ、給付金の支給を行っています。申請期限は3月末のため、支給対象者に該当する人でまだ給付金を受け取っていない人は申請をお願いします。

対象児童	平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童 ※対象児童が婚姻している場合は対象外です。
支給対象者 および 申請について	①令和3年9月分の児童手当（本則給付）受給者 →すでに支給済のため、申請は不要です。 ②公務員、高校生のみを養育している人、令和3年10月以降に生まれた新生児を養育している人（児童を養育する人の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満の場合に限る） →申請が必要です。申請期限：令和4年3月31日（消印有効） ※令和4年3月17日以降に生まれた新生児は生まれた翌日から15日以内が申請期限です。
支給額	児童1人あたり10万円
問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 82-1175（平日 8:30～17:15）



【給付金】

余剰ワクチン待機登録者名簿への登録希望者を募集しています

市では、ワクチンを有効に使うため「余剰ワクチン待機登録者名簿」を作成します。急なキャンセル等で余剰ワクチンが生じた場合に、接種にご協力いただける人を募集します。

登録できる人	3回目の接種券が届いた18歳以上の市民で、次の①～③に同意していただける人 ①接種日時・接種会場（集団接種、公的病院、医療機関）は選べない。 ②ワクチンの種類（ファイザー社、武田/モデルナ社）は問わない。 ③接種医療機関に氏名、生年月日等の個人情報を提供する可能性がある。
受付方法	【電話受付】健康増進課 ☎ 71-1814（平日 8:30～17:15） 【WEB受付】 https://s-kantan.jp/sanyo-onoda-u/offer/offer/List_detail.action?tempSeq=1251（24時間受付）



【名簿登録予約】

急な連絡に対応できるよう、次の「ワクチン接種に必要なもの」を常時身近にご用意ください。

- 接種券一体型予約票（A3サイズ）※切り離さずに台紙ごとお持ちください。
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等） ●お薬手帳（お持ちの人）

◆山陽小野田市ワクチン接種コールセンター ワクチン接種に関する質問を受け付けます。

☎ 0570-050-062 【平日 8:30～17:15】

副反応や有効性・安全性など医療関連の相談は、山口県ワクチン接種専門相談センター（☎ 083-902-2277、毎日24時間対応）へ。

◆山口県受診相談センター

感染症に関する症状や感染予防、検査方法等について、専従スタッフによる助言や情報提供が受けられます。

7700（IP電話、ひかり電話など ☎ 083-902-2510）【毎日24時間対応】

◆市の健康相談窓口 感染予防・健康に関する相談・ワクチンに関する相談等について受け付けています。

●健康増進課 ☎ 71-1814 FAX 39-5624 【平日 8:30～17:15】